

## 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合条例第15号

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部  
を改正する条例

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成27年  
条例第30号）の一部を次のように改正する。

第15条の見出しを「（再任用職員についての適用除外）」に改め、同条中「、  
第6条及び第8条」を「及び第6条」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又  
は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項」  
を削る。

第15条の次に次の1条を加える。

（育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員についての適用除外）

第15条の2 第4条、第6条及び第8条の規定は、地方公務員の育児休業等  
に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された職  
員には適用しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。